3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第一係　松本　清司　電話03―5253―1111（内線7195）
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成27年４月20日10時00分　中央合同庁舎第５号館入札室
⑶　入札書の提出期限　平成27年５月20日10時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成27年５月20日11時00分　中央合同庁舎第５号館入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuhiro Hashimoto, the Obligating Officer, Director of Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Functional modification of the actuarial valuation system for the public pension plans, 1 set
⑷　Fulfillment period : From a contract day to February 29, 2016
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③Have Grade "A", "B", or "C" on "offer of services etc." in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015 ④Prove to have no false statement in tendering documents ⑤Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ⑥Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order ⑦Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract
⑺　Time-limit for tender : 10 : 00, May 20, 2015
⑻　Contact point for the notice : Seiji Matsumoto, Procurement Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 (ext. 7195)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年3月30日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房会計課長　石田　　優
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○第66号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　国土交通本省情報管理サービス業務　一式（電子調達対象案件）
⑶　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
⑷　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑸　履行期間　平成27年５月22日から平成31年８月31日まで
⑹　履行場所　入札説明書による。
⑺　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　入札説明書で定める資格を有する者であること。
⑸　国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
⑻　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。
（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）